

## 都市・地域再生等占用方針

### 1 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

(1) 準則第22第3項第3号に掲げる「遊歩道」

### 2 許可方針

上記1に係る施設の占用を可能とする要件、付すべき条件等は以下のとおりとする。

(1) 土地の占用及び建築物又は工作物（以下「占用施設」という。）の新築及び変更については、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）河川法施行令（昭和40年政令第14号）、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）、工作物設置許可基準（平成6年建設省河治発第72号）及びその他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(2) 法第24条、第26条第1項の許可を受けようとする者は、占用施設の設置による河川及び河川管理施設への影響や治水、利水上の支障等を審査する必要があるため、事前に、構造や施工方法について、計画協議及び設計協議を東京都建設局河川部長に行うこと。

(3) 占用許可の期間は、10年以内とする。

(4) 本件許可の更新又は変更を申請する場合は、改めて、「河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用による地域の合意」（以下「地域の合意」という。）を得た上で行うこと。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(5) 本件占用に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずること。

(6) 洪水、高潮、台風等の緊急時における情報伝達体制（夜間及び休日を含む。）を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずるとともに、占用施設の点検等を行うこと。

(7) 占用施設の維持管理を十分に実施すること。

- ( 8 ) 占用施設のデザインや装飾は、景観に配慮すること。
- ( 9 ) 占用施設遊歩道という施設性能上、誰もが利用しやすいようにアクセシビリティに十分配慮すること。
- ( 10 ) 占用施設の利用に当たり、通行料及び通行できる時間帯を設定するときは、河川管理者と協議を行うこと。
- ( 11 ) 賑わいのある良好な水辺空間の保全や創出を図る河川貢献策を、地域の合意を得た上で、区長と協議し実施すること。
- ( 12 ) 近隣からの苦情等の場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すること。
- ( 13 ) 本件許可に係る行為の実施に際して、他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は、必要となる手続きを行うこと。
- ( 14 ) 東京都河川流水等占用料徴収条例（平成 1 2 年東京都条例第 9 5 条）に基づき、流水占用料等を納付すること。
- ( 15 ) 以上の許可条件のほか、必要に応じて河川管理上必要な条件を付すものとする。